

第4回臨時 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成16年 5月20日（木） 午後 1時 30分
場所 西木村総合開発センター 集会室

会議次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名について
4. 議 題
協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）
5. 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第1回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第1回	H15. 4.10	第1回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第2回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第2回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第2回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第2回	H15. 5.23	第2回
8	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	H15. 6.27	第3回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第3回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第3回	H15. 7.25	第4回
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その2)	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第4回	H15. 7.25	第4回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 電算システム事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.30	第11回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 納税関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第5回	H15. 9.26	第6回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.24	第7回	H16. 1.23	第9回
	(協議細目) ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 環境対策事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第3回 臨時
	(協議細目) 商工・観光関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第9回	H16. 2.27	第10回

合併協定項目

(その2)

NO.	項目名	提出月日		確認月日	
	(協議細目) 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 建設関係事業の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
	(協議細目) 上・下水道事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第 3 回 臨 時
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
	(協議細目) 地域交通対策関係事業の取扱いについて	H16. 2.27	第10回	H16. 4.13	第 3 回 臨 時
1 5	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回	H15.10.24	第 7 回
1 6	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回	H15.10.24	第 7 回
1 7	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.24	第 7 回	H16. 1.23	第 9 回
1 8	使用料、手数料等の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回
1 9	行政区の取扱いについて	H16. 1.23	第 9 回	H16. 2.27	第10回

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新市の名称の決定方法

田沢湖・角館・西木合併協議会新市の名称案募集要項（以下「募集要項」という。）第6条に規定する新市の名称の決定方法は、次のとおりとする。

第1 新市の名称の選定

新市の名称は、募集要項に基づき応募された新市の名称案（無効とされた名称案を除く。）に、田沢湖市、角館市、西木市の三市名を加えたもの（以下「名称案」という。）のなかから選定する。

第2 第1次選定

- 1 別に定めるところにより、新市名称候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会において、30以内の名称案を選定し、これを第1次名称候補とする。

第3 第2次選定

- 1 合併協議会において、会長及び副会長を含む出席委員（以下「出席委員等」という。）が、第1次名称候補のなかから3つ以内を選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位10の名称案を、第2次名称候補とする。ただし、得票数第10位となる名称案が複数あるときは、得票数第10位となる名称案すべてを含めて第2次名称候補とする。
- 3 出席委員等が投票した名称案が10に満たない場合は、委員等が投票したすべての名称案を第2次名称候補とする。

第4 第3次選定

- 1 合併協議会において、出席委員等が、第2次名称候補から1つを選び、投票する。投票は無記名方式とする。
- 2 得票数の上位5の第2次名称候補を、第3次名称候補とする。ただし、得票数第5位となる名称案が複数あるときは、得票数第5位となる名称案すべてを含めて第3次名称候補とする。
- 3 第2次選定において、第2次名称候補が5以下の場合は、そのすべてを第3次名称候補とし、投票は行わない。
- 4 1つの第2次名称候補の得票数が投票総数（無効票を除く。以下同じ。）の3分の2以上となった場合にあって、その第2次名称候補を新市の名称として決定するものではない。

第5 最終選定

- 1 合併協議会において、第3次名称候補のなかから、協議により、新市の名称を決定する。
- 2 新市の名称を、協議により決定することが困難な場合は、投票により決定するものとし、その方法は、田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 投票は、出席委員等が行う。
 - (2) 投票は、無記名方式により行う。
 - (3) 出席委員等は、第3次名称候補から1つを選び投票する。
 - (4) 投票総数の3分の2以上を得たものを、新市の名称とする。
 - (5) (4)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (6) (5)において、協議により新市の名称を決定することが困難な場合は、得票順位第1位と第2位を対象に再度投票を行い、3分の2以上を得票した第3次名称候補を新市の名称とする。
 - (7) (6)において、得票順位第1位あるいは第2位の第3次名称候補が複数である場合は、別表により取扱う。
 - (8) (6)あるいは(7)において、3分の2以上を得票した第3次名称候補がない場合は、投票結果を踏まえ、協議を行い、新市の名称を決定する。
 - (9) (8)において、協議により新市の名称を決定することが困難となった場合の、新市の名称の最終的な決定方法については、その際、合併協議会で協議する。

参考 田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第5条

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることとする。

新市名称候補第1次選定一覧表(50音別)

	新市名称候補	ふりがな	備考
1	羽後北浦市	うごきたうらし	
2	奥羽角館市	おううかくのだてし	
3	かくのだて市	かくのだてし	
4	角館市	かくのだてし	
5	角館田沢湖市	かくのだてたざわこし	
6	北浦おばこ市	きたうらおばこし	
7	北浦こまち市	きたうらこまちし	
8	北浦市	きたうらし	
9	北奥羽市	きたおううし	
10	北の都市	きたのみやこし	
11	桜北浦市	さくらきたうらし	
12	新角館市	しんかくのだてし	
13	新田沢湖市	しんたざわこし	
14	仙北市	せんぼくし	
15	田沢湖角館市	たざわこかくのだてし	
16	たざわこ市	たざわこし	
17	田沢湖市	たざわこし	
18	田沢市	たざわし	
19	西木市	にしきし	
20	みちのく市	みちのくし	